

鹿島病院 訪問リハビリテーション重要事項説明書
〈令和7年9月1日〉

1. 訪問リハビリテーション事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人財団 公仁会
代表者	山崎 悟
所在地・連絡先	松江市鹿島町名分243-1
	(電話) 0852-82-3051 (FAX) 0852-82-3064

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人財団 公仁会 鹿島病院
所在地	松江市鹿島町名分243-1
連絡先	(電話) 0852-82-2627 (FAX) 0852-82-9221
事業所番号	3211110857
管理者の氏名	坂之上 一史

(2) 従業者の職種、員数及び体制

従業者の職種	人数(人)	勤務体制
管理者(医師)	1	病院と兼務
理学療法士	3 (非常勤)	(予防)通所リハビリ、(予防)訪問看護、病院を兼務
作業療法士	3 (非常勤)	
言語聴覚士	2 (非常勤)	

(3) 従業者の勤務時間、職務内容

従業者の職種	勤務時間	職務内容
管理者(医師)	正規の勤務時間帯 8:30~17:30	業務の実施状況を把握、管理し、事業を統括するとともに、職員を指揮、監督する。
理学療法士		医師の指示、訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービスを提供する。
作業療法士		
言語聴覚士		

(4) 通常の事業の実施地域

松江市	島根町、八束町、八雲町、玉湯町、穴道町、美保関町、東出雲町を除く
-----	----------------------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜日
営業しない日	土曜日、日曜日、祝日、8月14日~15日、12月30日~翌年1月3日
営業時間	8:30~17:30

3. サービスの内容

理学療法士や作業療法士又は言語聴覚士が利用者様の自宅を訪問し、利用者様の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では、関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、精神面では知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。

4. 利用料金

表示金額は、1割負担の金額です。介護保険負担割合証に記載されている負担割合によって金額が変わります。

(1) 利用料

ア) 基本料金	20分当たりの利用料金	自己負担額(1割負担の場合)
訪問リハビリテーション費	3,080円	308円

イ) 付加サービス利用料金	1月当たり	自己負担額(1割負担の場合)
リハビリマネジメント加算イ	1,800円	180円
心身機能、活動及び参加について、バランスよくアプローチしリハビリテーションが提供できているかを継続的に管理し、質の高いリハビリテーションの提供した場合に算定します。		
リハビリマネジメント加算ロ	2,130円	213円
心身機能、活動及び参加について、バランスよくアプローチしリハビリテーションが提供できているかを継続的に管理し、質の高いリハビリテーションの提供した場合に算定します。より質を高めるため厚労省から情報のフィードバックを受けサービスの提供に生かした場合に算定します。		
リハビリマネジメント加算(医師が説明した場合)	2,700円	270円
事業所の医師がリハビリテーション実施計画書について説明し同意を得た場合に算定します。		
短期集中リハビリテーション実施加算	2,000円	200円
退院・退所・初回認定日から3月以内に概ね週2日以上1回当たり20分以上の集中的なリハビリを行った場合。		
退院時共同指導加算	6,000円	600円
退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った際に算定します。		
移行支援加算	170円	17円
利用者様の日常生活動作を向上させ、社会参加に資する他のサービス等に移行できるなど、質の高いリハビリテーションを提供している事業所が算定できる加算です。		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算Ⅰ(1回につき)	所定単位数の5%×10円	所定単位数の5%円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(1回につき)	60円	6円
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▲500円	▲50円

・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、全額がご利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき利用料金全額をお支払いいただく場合があります。

(2) 介護保険の介護区分認定中に利用され、死亡等の理由で利用が中止された場合

介護保険証に記載する有効期限が死亡月の月末までの場合は、その介護保険証に記載する介護区分によって請求を行います。

有効期限切れの方がサービス利用中にお亡くなりになった場合には、有効期限が切れる前の介護保険証に記載する介護区分により上に記載するア、イの1日当たりの利用料金及びウの合計金額をご負担していただくようになる場合がございますので、よろしくお願いいたします。また当該事例が発生した場合は松江市役所の介護保険担当課にご相談ください。

(3) 交通費

- ・ 通常の圏域：事業の実施地域及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」に該当する地域については無料です。
- ・ 通常の圏域以外は下記の料金を徴収する場合がございます。（通常の圏域を超える所で「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」に該当しない地域）

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km未満	660円

以下1km増すごとに110円を加算

※消費税込み（10%）

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者様の負担となります。

(5) 料金のお支払いについて

毎月10日までの郵便消印で前月分の請求書を送付いたします。現金又は下記口座に振り込み送金にて20日までにお支払いいただくか、事前に手続きいただいた指定の振替口座に振替期日前日までにご入金をおねがいします。

＜振込口座＞山陰合同銀行 北支店 普通預金

口座番号：4014115

口座名義：医療法人財団 公仁会 理事長 山崎 悟

※ 入金確認後、領収証を発行します。

5. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

医療法人財団公仁会が開設する鹿島病院が行う指定訪問リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が計画的な医学的管理を行っている医師の情報提供のもと、事業所医師の指示に基づき、要介護状態にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- ② 通院が困難な利用者又は通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の利用者に対して、ケアマネジメントの結果必要と判断された場合に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づきサービスを提供する。
- ③ 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。
- ④ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（１）事業所は、虐待防止のための対策を検討する法人に設置した身体抑制委員会に参加する担当者からその内容について情報を収集し、周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針、マニュアルを遵守し実践する。

(3) 職員に対して虐待の防止のための研修を年2回以上実施し、研修を適切に実施するための担当者を置く。

(4) 担当者は、法人に設置している身体抑制検討部会の構成員である在宅サービス部職員がその任に当たる。

(3) その他

事 項	内 容
訪問リハビリテーション計画の作成及び事後評価	医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者様の直面している課題等を評価し、医師の診療及び利用者様の希望を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。
認知症に係る取組みについて	研修の受講状況、取り組み状況について介護サービス情報公開制度において公表しています。
人権擁護・虐待防止のための措置について	利用者様の人権擁護、虐待防止の観点から担当者を定め、マニュアルの整備と委員会の開催及び研修会を実施し防止に努めます。 担当者 山成 大治
衛生管理について	感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。 ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。 ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。 ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
業務継続計画の策定等について	①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。 ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。 ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
第三者評価の実施につて	行っておりません。
各種会議の実施について	感染症防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用して実施する場合は利用者様に同意を得た上で行うことがあります。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	担 当 者 景山 晋一 受付時間 8：30～17：30 ご利用方法（電 話）0852-82-2627 （直 接）鹿島病院 （意見箱）鹿島病院外来受付前に設置
-------------	--

松江市	健康福祉部介護保険課 事業所管理係 連絡先 (電 話) 0852-55-5689
島根県国民健康保険団体連合会	審査第2課 介護保険係 介護サービス 連絡先 (電 話) 0852-21-2811

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅支援事業者等へ連絡をします。また事故等が発生した場合には、松江市へ報告するとともに損害賠償がある場合には速やかに対応します。

主治医	病院名	
	及び所在地	
	氏名	
	電話番号	() —
緊急連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	() —

8. ご利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業所が交付するサービス利用票を提示してください。

9. 異常事態における訪問リハビリテーションの中止、利用日変更等について

インフルエンザやO157などの感染症等の流行や、異常気象（大雪や台風等）により、危険や悪影響が予見される場合には、リハビリテーションの提供を中止することがあります。また、当該日の訪問リハビリテーションを提供している途中であっても、利用者の心身への影響を考慮の上、中止又は利用日の変更等の措置をとることがあります。

10. 個人情報の取り扱いについて

別紙「個人情報の使用に関する同意書」により説明の上、同意を頂戴します。サービスの提供を通じ収集した情報は、「個人情報の使用に関する同意書」でお示しする目的以外に使用することはありません。またその秘密は、職員の退職後も、またサービスの提供が終了した後も守秘致します。

11. 事業所の取組みについて

(1) ハラスメント対策について	適切な指定訪問リハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、別途法人の定めるハラスメント防止規程に基づき対応します。
------------------	---